

令和5年9月12日

高鍋町議会議長 永友 良和 様

高鍋町議会政治倫理審査会

会長 古川 誠

審査結果報告書

令和5年6月19日付けで審査請求のあった件について、高鍋町議会倫理条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

なお、審査の経過等詳細は別紙のとおりです。

審査請求の対象となった議員の氏名（当該議員）	加藤 秀文
審査請求の対象となった事由の該当項目	条例第3条第1号及び第3号
審査請求の対象となった事由の内容	NPO法人高鍋町観光協会（以下「観光協会」という。）の公有財産取扱規則違反の疑いがある件について、当該議員が同協会の事務局長として関与した疑い
審査結果	<p>条例第3条第1号及び第3号の規定に違反していない。</p> <p>【理由】</p> <p>①本当に変更承認願書の提出が必要であるかについては、審査会として確認ができない。</p> <p>②不当な目的外使用については、違反はなかったと判断する。</p> <p>③旧磯亭物件の扱いについては、販売と受け取られかねない経緯があり疑義が残るが、当該議員の関与はなかった。</p> <p>結果、これらのことが政治倫理基準に違反するとは言えない。</p>

政治倫理審査会における審査の経過

1. 審査会の設置

条例第4条の規定に基づき、令和5年6月19日に2名の議員の連署で審査請求書の提出があったことから、条例第5条の規定により、議長が令和5年7月14日に全員協議会を招集し、同審査会を設置、次の10名の議員を委員に指名した。

日高正則議員、森崎英明議員、橋重文議員、春成勇議員、兒玉秀人議員、
田中義基議員、森弘道議員、樫原富子議員、緒方直樹議員、古川誠議員
加えて、永友良和議長もオブザーバーとして同審査会に出席することが承認された。

2. 審査の目的

当該議員が、観光協会事務局長及び議員として、同協会の町有地土地賃貸借契約の公有財産取扱規則違反に関わった疑いがあり、そのことが条例第3条に掲げる政治倫理基準である「町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為により、議会に対する町民の信頼を損なわないこと」「町が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利なはからいをしないこと」に該当するかどうかについて、本条例に照らし審査するものである。

3. 審査の経過

【第1回審査会】

令和5年7月14日（金）、全員出席のもと第1回審査会を開催し、条例第5条第4項の規定により、審査会の会長に古川誠議員、副会長に田中義基議員が互選された。

その後、審査請求書の内容等の確認、審査請求の適否及び今後の進め方について協議した。

まず、条例第6条第2項の規定により、審査請求書の提出者である松岡信博議員と中村末子議員から意見又は事情の聴取を行い、審査請求書の内容について説明を受け、質疑応答を行った。

次に、条例第6条第3項の規定により、当該議員からの意見又は事情の聴取を行った。

聞き取りの冒頭に、旧磯亭の使用について「蚊口浜賑わい創出事業」として高鍋町、高鍋町民の皆さんに有効利用してもらおうための施設だという使用目的の変更はないが、変更承認願書等の提出を怠っていたことは自分の責任であり申し訳ないとの発言があった。

引き続き、当該議員から事案についての説明を受け、質疑応答を行った。

そこで明らかになった事項のうち主なものは以下のとおり。

- ①当該議員は、今回看板に記載のある物件は、観光協会が発行する会員権に対し出資を募り、その出資者が部屋を利用できる仕組みだと理解しており、看板の設置には関与しておらず、販売と書かれたことについても知らなかった。
- ②町有地なので物件を販売できないということは認識しており、そのことについては総会の議事録にも記載がある。今回は、販売するつもりはないが、看板には販売と記載されていた。また、現在物件の売買には至っていない。
今回の行動は、今後の工事費を捻出したいがためであって、利益目的ではない。
- ③会員権として出資を募ることは販売にはならないと理解しているが、はっきりしたことは言えないので、今後専門家を入れた話し合いをしていく。
- ④改築をするにあたり、変更承認願書の提出をしなければならないことを知ったのは、今回指摘を受けてから初めて知った。契約書の内容を確認することについては過失があった。

【第2回審査会】

令和5年8月2日（水）、全員出席のもと第2回審査会を開催し、条例第6条第3項の規定により、事案の経緯及び観光協会理事会・総会議事録の資料の提出を求め、当該議員からの意見又は事情の聴取を行った。

聞き取りで明らかになった事項のうち主なものは以下のとおり。

- ①看板の撤去・不動産業者のホームページへの掲載を削除した経緯は、第三者からの指摘により撤去・削除したわけではなく、当該議員と理事長が話し合いを重ねる経緯を経て、不適切だと判断し撤去・削除するに至った。
- ②5月初旬に財政経営課より、旧磯亭の事業の経緯に関してどういう状況になっているかの説明を求められ、現在説明のための資料を作成中ということで保留している状況で、まだ資料の提出には至っていない。今後の手続きについては財政経営課

と相談している。

【第3回審査会】

令和5年8月7日（月）、全員出席のもと第3回審査会を開催し、政治倫理基準違反の行為の存否について、委員全員から意見を求めたところ、多くの意見が出た。

しかし、審査会終了後、田中委員から、これまでの自分の発言の内容について不確かな点があるとの申し出を受け、確認を依頼したところ、財政経営課から当該議員に対して変更承認願書の提出を求めた経緯は全くないことが判明した。

また、このことから、変更承認願書の提出そのものも必要であったかどうかについても審査会として明らかにできないとの判断に至り、田中委員の発言の訂正報告を行うため、もう一度審査会を開くこととした。

【第4回審査会】

令和5年9月4日（月）、全員出席のもと第4回審査会を開催し、前述の訂正報告を行い、それを踏まえて、政治倫理基準違反の行為の存否について、あらためて委員全員から意見を求めた。

なお、第4回審査会での主な意見は、以下のとおりである。

①故意に町有土地賃貸借契約書内容と異なったことをしようと計画したわけではないが、観光協会は町から事業を受託している法人であるので、万が一販売されていたら当該議員も責任を問われることになると思う。今回、松岡議員が情報開示請求書を提出したことで、看板の撤去、不動産業者のホームページ掲載の削除につながったと思う。

②設置願書等の資料の内容を確認するがぎり、議員としての倫理基準に違反しているという疑いに足りる事実を証した十分な証拠と言えないし、条例第3条第1号3号に抵触するものとは言いがたいと考える。

しかし、理事長や理事等に説得や説明をしていないことについては問題があったと思う。

今後は、事務局長として理事等との情報の共有を深め、行政上の手続きについての周知等に、しっかり務めてもらいたいと思う。

審査会としては、何らの措置も講じる必要はないと思われるが、議長から、議員と

して品位を疑われるようなことは慎むようにと、文書あるいは口頭で伝えてもらうべきという内容を、審査会報告書に記述するというのはいかがが。

③条例第3条第1号の品位と名誉を損なう行為については、議員になった後に、財政経営課から指摘を受けていながら対応していないのであれば問題があるが、そうではないので該当しないと考える。

第3号の有利な計らいをしないことについては、物件が売れていれば有利な計らいになるが、本人の説明によると自分の知らないところで事が進んだということで該当しないと考える。

④当該議員は、観光協会の事務局長と同時に議員でもあり、法令を順守しなければならない立場である。そのことについては自覚が欠けていた。

何もしなかったことそのものが品位を落としたことになるのではと考える。

その結果、審査会として、当該議員は販売と記載されていた看板設置についても関与していなかったことから、当該議員の行為は、条例第3条第1号「町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為により、議会に対する町民の信頼を損なわないこと」及び第3号「町が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと」に違反していないと意見が一致した。

しかし、当該議員は、事務局長として、観光協会の運営に関わりを持っている以上、議員としての立場でも実情を把握することに努め、問題があると認められる場合は、速やかに理事長・理事等に進言すべきであったが、それを怠っていたことは議員として一部自覚に欠けるところがあった。

については、本審査会は当該議員に対し、今後、議員として住民の信頼を損なわない行動に努めるよう議長より口頭注意を求めることとした。

【第5回審査会】

令和5年9月7日（木）、全員出席のもと第5回審査会を開催し、審査の結果を決定した。

審査結果報告書は、清書し、令和5年9月12日（火）に議長へ提出する。